

# WeBase 高松 宿泊約款

## (適用範囲)

### 第1条

1. 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## (宿泊契約の申込み)

### 第2条

1. 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出るものとします。
  - (1) 宿泊者名及び電話番号(又は携帯電話番号)
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 契約料金(原則として別表第1の通りとする。)
  - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

### 第3条

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の契約料金を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき契約料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

### 第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該

申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約締結の拒否)

### 第5条

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると当施設が認めるとき、又は他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたと当施設が認めたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、法定の伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例第13条に該当するおそれがあると当施設が認めるとき。
- (10) 宿泊契約の申込み時刻が、宿泊日当日の午後11時00分を経過しているとき。

## (宿泊客の契約解除権)

### 第6条

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊

客に告知したときに限ります。

3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。

(当施設の契約解除権)

#### 第7条

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊しようとする者が泥酔者等で他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると当施設が認めるとき、又は宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動を当施設が認めたとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等、不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例第13条に該当するおそれがあると当施設が認めるとき。
  - (8) 寝室での寝たばこその他指定されている喫煙場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
  - (9) 客室の定員以上の人数で宿泊したとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金についても返金いたしません。

(宿泊の登録)

#### 第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、住所及び電話番号(又は携帯番号)
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 到着日、出発日、宿泊日数及び利用人数
  - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いをクレジットカード等

通貨に代わり得る方法によりフロントにて行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

#### 第9条

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時00分から翌朝午前11時00分までとします。但し、連続して宿泊する場合には、宿泊客は到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の利用に応じることがあります。この場合には1時間につきお一人あたり1,000円を申し受けます。

(利用規則の遵守)

#### 第10条

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて当施設内に掲示した利用規則に従うものとします。

(営業時間)

#### 第11条

1. 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示等で御案内いたします。
  - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
    - イ 〈門限〉なし  
※但し玄関は午前1時～午前5時は施錠します
    - ロ 〈フロントサービス〉24時間  
※但し、チェックイン・チェックアウト業務は次号のとおり
  - (2) チェックイン・チェックアウト時間
    - イ 〈チェックイン時間〉午後3時～午前0時
    - ロ 〈チェックアウト時間〉午前11時まで
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。
3. 前項の時間について、特約を定めた場合については、その特約の定めるところによるものとします。

(料金の支払い)

#### 第12条

1. 宿泊客が支払うべき契約料金の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項契約料金の支払いは、申込金を充当するほか、日本国通貨(YEN)又は当施設が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当施設が請求した時、フロント又は自動精算機において行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室、及び寝台寝具を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、契約料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第13条

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条

1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室、及び寝台寝具が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(宿泊客の物品等の取扱い)

第15条

1. 宿泊客の物品又は現金並びに貴重品については、当施設は預かることができるものとします。
2. 宿泊客が当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品について、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたとき以外は、当施設はその損害を賠償いたしかねます。但し、当施設が賠償する場合であっても、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、その損害賠償上限額は1万円とします。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当施設に到着した
2. 場合であっても、その到着前に当施設が了解していない場合、当施設は受け取りを拒否することができるものとします。なお、当施設が受け取った場合には、当施設が保管し、宿泊客(運送伝票記載の荷受人に限る)がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。  
宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したとき、当施設は原則として、当該所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、以下の通りに対処するものとします。

(1) 現金並びに貴重品

発見日を含め3営業日間保管し、その翌営業日に最寄りの警察署に届け出ます。

(2) その他の手荷物並びに携帯品など

発見日を含め1ヶ月間保管し、その後当施設の判断に基づき処分します。但し、飲食物・たばこの保管は発見日当日のみとします。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあたっては前条第1項の規定に、第2項の場合にあつては前条第2項の規定に準じるものとします。

(宿泊客の責任)

第17条

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(準拠法及び裁判管轄)

第18条

1. 本約款及び本約款による宿泊契約は、日本法に準拠し解釈されるものとします。
2. 本約款及び本約款による宿泊契約並びにこれらに関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第一審に関する専属的な管轄裁判所とします。

改定日 2021年7月1日

